

# 日本静脈経腸栄養学会 学術評議員のご申請にあたって

## ■学術評議員の申請資格

- (1) 原則として満 65 歳未満の正会員
- (2) 申請時連続 3 年以上の会員歴を有し、会費を完納している者
- (3) 別に定める【一定の業績】を有する者

### 【一定の業績】について

- ① 臨床栄養・栄養学に関する論文執筆、学会発表が 10 編以上あること。  
そのうち、日本静脈経腸栄養学会学術集会で筆頭演者としての発表歴が 1 回以上あること。  
(残りの 9 業績は共同発表者・共著者での業績でも構いません。)

※発表業績の提出にあたっては、公表された抄録集の写し(印刷されたもの、Web 上に掲載されたもの)をご提出ください。

- ② 医師・歯科医師においては、上記の業績の他、臨床栄養・栄養学に関する筆頭著者としての査読のある学術論文が 1 編以上(必須)あること。

※併せて提出された論文の掲載誌の「投稿規程」の写しをご提出ください。

- ③ メディカルスタッフの申請においては、NST 専門療法士の資格を有することを原則とすること。  
ただし、臨床栄養・栄養学に関する筆頭著者としての査読のある学術論文が 1 編以上ある場合は、これに準じるものとする。

(専門療法士資格を有することが原則ですが、有資格者でない場合には、筆頭著者として査読のある学術論文が 1 編以上あることで準じる条件となります。)

※併せて提出された論文の掲載誌の「投稿規程」の写しをご提出ください。

- (4) 代議員 2 名の推薦を得た者

(学会ホームページにある <https://www.jspen.or.jp/society/officer/> 代議員一覧をご参照ください)